

事 務 連 絡

平成23年7月28日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

老朽化消火器の適切な取扱いに係る周知の更なる徹底について

老朽消火器の破裂による人身事故防止については、「老朽化消火器の適切な取扱いに係る周知の徹底について」（平成21年9月17日付け消防予第394号）等を踏まえて指導を行うようお願いしてきたところです。

しかしながら、去る7月22日及び25日に徳島県那賀郡那賀町及び鹿児島県霧島市において、腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し受傷したと見られる事故が相次いで発生しました。

これを踏まえ、各都道府県及び消防機関においては、今後、類似の事故が発生することを防止するため、住民及び事業者に対して、上記通知の趣旨についてより一層の周知徹底を図られるようお願いします。

その際には、老朽化消火器の連絡相談窓口として、「廃消火器リサイクルシステム回収窓口について（情報提供）」（平成22年3月19日付け事務連絡）においてご連絡していただく各地域における消火器の回収窓口及びその連絡先の周知も併せて行うようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

【連絡先】

消防庁予防課

岡澤・池町

電話 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533